受付番号: 2021-1-293

課題名:コロナ後の IoT を活用した認知症の行動・心理症状に対する多職種チーム・アプローチの費用対効果:準実験デザインによる後ろ向き観察研究

#### 1. 研究の対象

2019年4月~2021年3月に東京都医学総合研究所が実施する「認知症ケアプログラム推進事業(日本版BPSDケアプログラム)」に参加した方

## 2. 研究期間

2021 年 6 月 (倫理委員会承認後) ~2022 年 3 月

# 3. 研究目的

認知症ケアプログラムの、従事者養成研修を対面研修から e ラーニング研修に置き換えたことによる費用対効果を明らかにして、WITH コロナ時代における認知症ケアの有効な IoT 活用に対する示唆を得る。

#### 4. 研究方法

2019 年度の対面研修と、2020 年度の e ラーニング研修とで、従事者の研修修了にかかった時間やケアプログラム活用の割合、オンラインシステムに登録された利用者さんの状態像を比較する。

## 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報:利用者さんの認知症の種類、行動・心理症状の状況、精神科のお薬の処方状況 従事者のサービス種類、修了の所要時間、フォローアップ研修の参加状況 等

## 6. 外部への試料・情報の提供

e ラーニング研修システム・オンラインシステムを運用する東京都医学総合研究所から匿 名化されたデータの提供を受けます。当大学から外部への提供は行いません。

## 7. 研究組織

東北大学大学院医学系研究科 精神看護学分野 中西三春 東京都医学総合研空所 社会健康医学研究センター心の健康ユニット 西田淳志 Rotterdam University of Applied Sciences Canan Ziylan

Rotterdam University of Applied Sciences Ton Bakker

Center of excellence in dementia, University hospital Malmö Eva Granvik

Department of Acute Internal Medicine and Geriatrics, Linköping University Katarina Nagga

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、 研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

#### 照会先:

宮城県仙台市青葉区星陵町2-1

Tel. 022-717-8179

東北大学大学院医学系研究科 精神看護学分野 中西三春

### 研究責任者:

東北大学大学院医学系研究科 精神看護学分野 中西三春

## 研究代表者:

東北大学大学院医学系研究科 精神看護学分野 中西三春

## ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先: 「8. お問い合わせ先」 ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

## ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知ら

せ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

# 【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

## 【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合